

令和6年度

十和田市デジタル化導入支援事業 申請要領



十和田市 企画財政部 情報政策課

1. 申請期限

2024年12月27日(金)17時まで

※申請前に事前相談(十和田市 LINE 公式アカウント内の「ウェブ予約」機能による予約制)をしてください。

※上記期間内であっても、予算上限に達し次第募集を終了します。



十和田市 LINE 公式アカウント

2. 申請条件の確認

申請する前に、以下の項目について確認を行ってください。

確認事項	確認内容	確認
はじめに	事前相談が完了している	<input type="checkbox"/>
対象者	市内に事業所を有している	<input type="checkbox"/>
	今後も市内において事業を継続する意思がある	<input type="checkbox"/>
	市区町村税に滞納がない	<input type="checkbox"/>
	令和5年度に同補助金を利用したことがない	<input type="checkbox"/>
	令和6年度以前に十和田市インバウンド補助金を利用したことがない	<input type="checkbox"/>
事業内容	デジタル化による業務効率の向上が図られる取組みである	<input type="checkbox"/>
	同一年度内に、他補助金への申請をしていない	<input type="checkbox"/>
	該当する事業は以下のどれか	
	① 無料Wi-Fi利用環境の整備	<input type="checkbox"/>
	② リモート会議システムの整備	<input type="checkbox"/>
	③ 業務改善ソフトの導入	<input type="checkbox"/>
④ 電子決済端末の購入	<input type="checkbox"/>	
対象経費	該当する事業に係る経費は以下のとおりか	
	① 情報機器及びその周辺機器の購入費もしくは設置に伴う工事費	<input type="checkbox"/>
	② 機器の購入費もしくは設置に伴う工事費	<input type="checkbox"/>
	③ 導入初期費用もしくは利用料で年単位契約中の初年度のもの	<input type="checkbox"/>
④ 電子決済端末及び周辺機器の購入費	<input type="checkbox"/>	
提出書類	必要書類がすべて整っている	<input type="checkbox"/>



※債権者登録手続き

実績報告の時期までに、補助金を振り込むための口座の登録(債権者登録手続き)を済ませてください。(すでに市役所に口座の登録がされている場合は、必要ありません。)

3. 提出書類

(1) 補助申請時

補助金交付申請書(様式第1号)に以下の書類を添えて提出してください。

① 事業計画書(様式第2号)
② 個人事業主の場合は、住民票の写し及び個人事業主であることが分かる書類※
③ 法人の場合は、法人の登記事項証明書
④ 誓約書(様式第3号)
⑤ 市区町村税に滞納がないことを証する書類※
⑥ 補助事業の内容・補助対象経費の内訳が分かる書類

※②の住民票及び⑤については同意書の提出により省略できる場合があります。

(2) 事業内容に変更があったとき

交付決定を受けた後に、事業の内容を変更又は事業を中止する場合は、計画変更(中止)承認申請書(様式第5号)を提出し、承認を受けてください。

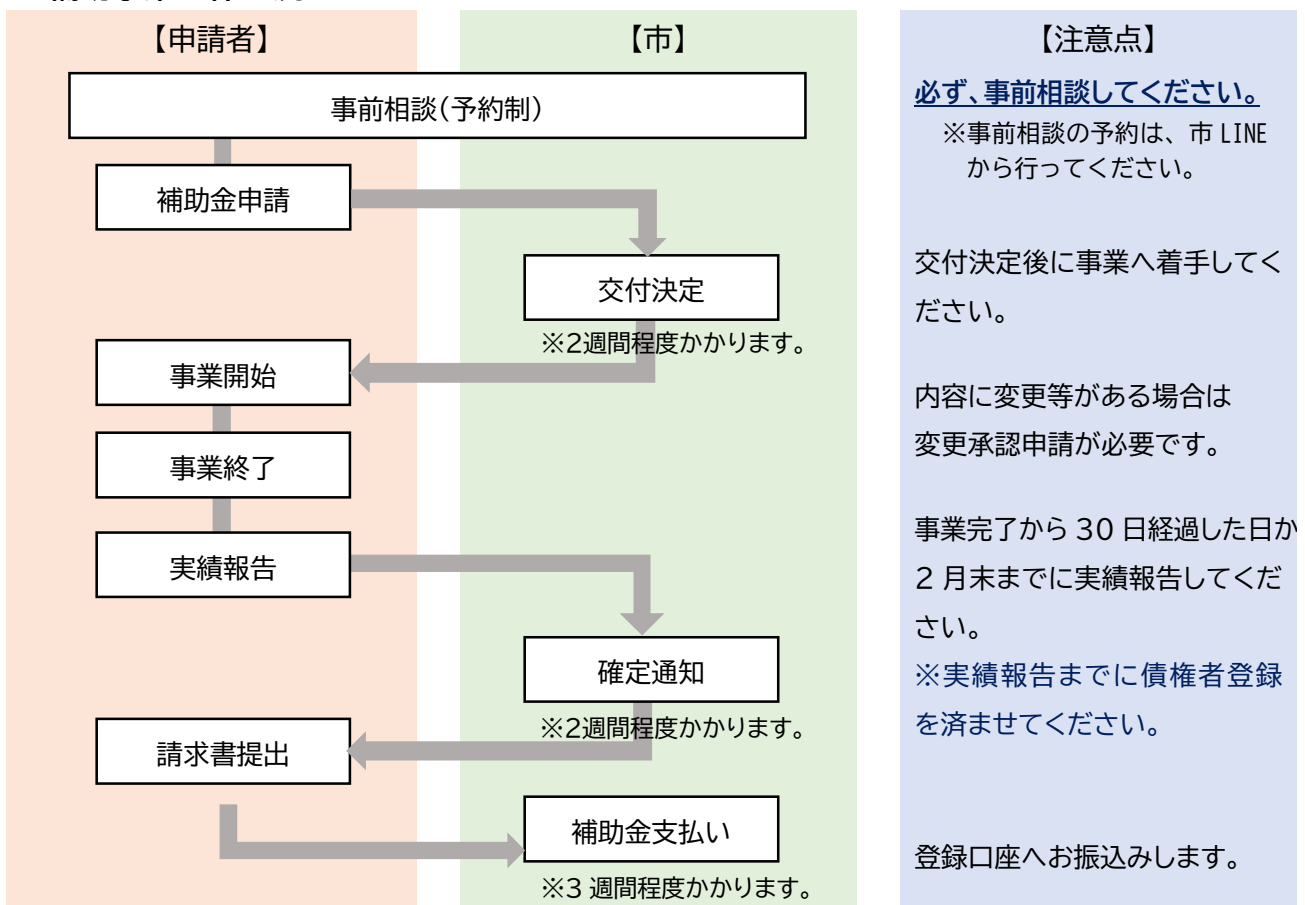
(3) 事業が完了したとき

事業が完了したときは、実績報告書(様式第7号)に以下の書類を添えて提出してください。

① 補助事業が完了したことが分かる書類
② 補助事業に要した経費の支払を証明する書類の写し
③ 財産管理台帳(様式第8号)


※事業完了から30日経過した日か令和7年2月28日のいずれか早い日までに提出してください。

4. 補助事業全体の流れ



5. 補助金額等

(1) 補助金額及び対象経費の例

該当事業	補助率	補助上限額	例
① 無料Wi-Fi利用環境の整備	補助対象経費の2分の1	5万円	Wi-Fiルータの購入費 光回線の引き込み工事費 その他上記に付帯する経費
② リモート会議システムの整備 	補助対象経費の2分の1	10万円	ウェブカメラ内蔵パソコン購入費 ウェブカメラ購入費 移動可能な個室ブース等の購入費 マイク及びスピーカー等の購入費 モバイルルータ購入費 その他上記に付帯する経費
③ 業務改善ソフトの導入	補助対象経費の2分の1	10万円	ソフトウェア購入費・利用料 その他上記に付帯する経費
④ 電子決済端末の購入費	補助対象経費の3分の2	10万円	端末購入費用 その他上記に付帯する経費

(2) 対象外経費の例

<p>人件費 消費税及び地方消費税相当額 システム保守、管理等を主たる目的とした経費 設備の設置等に伴う増改築に要する経費 ECサイトの構築やホームページの作成等に要する経費 賃料、光熱水費、通信料、広告宣伝費、消耗品購入費、手数料、保険料等の事業運営に要する経費 補助対象者と関係のある企業及び団体、事業を営んでいない個人からの購入費 現金換算可能なポイントでの支払い相当分や値引き費用 予備的なものや将来に備えるものに要する経費 販売、返品、贈与、有償レンタル等を目的とした製品、商品等の購入費 対象経費以外の経費と混同して支払われており、対象経費との支払いの区分が難しいもの その他、上記に類するもの</p>	<p>(例)以下の機能を有するソフトで新たに導入するもの。 RPA、OCR、会計、勤怠管理、チャットツール、名刺管理、タスク管理、ペーパーレス化、ワープロ、表計算、データベース、プレゼンツール 等</p>
---	--

6. 相談・申請・問い合わせ先

十和田市企画財政部

情報政策課 情報政策係(市役所本館3階)

TEL:0176-51-6711(直通)

FAX:0176-24-9616



十和田市 LINE 公式アカウント

友だち追加後に、メニュー「ウェブ予約」より事前相談予約を行ってください

